

2025(令和 7)年度
自己点検・評価報告書



目 次

2025（令和7）年度自己点検・評価報告書作成にあたって……………	1
1．熊本学園大学自己点検・評価総括……………	2
2．基準ごとの概要	
基準1　理念・目的……………	3
基準2　内部質保証……………	5
基準3　教育研究組織……………	7
基準4　教育課程・学習成果……………	8
基準5　学生の受け入れ……………	10
基準6　教員・教員組織……………	12
基準7　学生支援……………	14
基準8　教育研究等環境……………	16
基準9　社会連携・社会貢献……………	18
基準10　大学運営・財務……………	20

2025（令和 7）年度自己点検・評価報告書作成にあたって

2026（令和 8）年 6 月 24 日
自己点検・評価委員会委員長
副学長 金 栄緑

熊本学園大学では、全学的な自己点検・評価制度に基づき、毎年点検・評価活動を実施し、課題や問題を把握・改善する取組を継続しています。これらの活動は、課題の是正のみを目的とするものではなく、成果や長所を可視化し、さらなる向上につなげることも目的としています。また、大学として社会に対する説明責任を果たすため、自己点検・評価の結果を公表しています。

本学では、令和 2 年度に「内部質保証推進委員会」を設置して以降、自己点検・評価活動およびその結果に基づく継続的な改善サイクルを着実に推進してきました。その成果として、令和 4 年度には公益財団法人大学基準協会による 4 回目の認証評価を受審し、令和 5 年 4 月 1 日付で「大学基準」に適合しているとの認定を受けました。

また、令和 4 年度からは新たな自己点検・評価手法を導入し、①実施部局による全項目の包括的な点検、②作業効率の向上と業務負担の軽減による評価の重点化、③自己点検・評価結果を可視化するチャートの導入の 3 点を柱として運用しています。令和 7 年度は、この新たな手法による自己点検・評価の 4 年目に当たります。

令和 7 年度の自己点検・評価では、新たな手法を導入して以来、全ての評価項目で「A」評価を達成しました。このことから、本学の教育研究活動および大学運営は総合的に良好な状態にあり、内部質保証の取組が着実に機能しているものと評価できます。

特に、令和 4 年度の大学基準協会による認証評価において課題として指摘された 4 つの項目についても、改善がみられました。「02. 内部質保証」については、内部質保証推進委員会を中心として PDCA サイクルを着実に遂行するための取組を推進し、一定の成果を上げたことから、令和 4 年度の評点 2.8 から令和 7 年度には 3.3 へと上昇しました。

「04. 教育課程・学修成果」については、令和 4 年度の 3.0 から令和 7 年度には 3.2 へと向上しました。一方で、資格取得に必要な科目の履修に伴い、履修上限を超えて履修する学生への対応や、単位制度の実質化に向けた取組については、引き続き検討すべき課題が残されています。

「05. 学生の受け入れ」については、学部・大学院の再編や令和 9 年度「地域未来創造学環」施設などの改革を進めながら、大学全体の入学定員を確保できたことにより、令和 4 年度の 2.8 から 3.4 へと改善しました。

さらに、「10.（2）大学財務」についても、入学定員の確保や学費改定などの取組により、2.7 から 3.2 へと上昇しました。

地方私立大学を取り巻く環境が一層厳しさを増すなか、本学は 84 年にわたる歴史と 10 万人を超える卒業生による地域社会への貢献を誇りとし、今後も教育・研究活動の充実と地域社会の発展に寄与してまいります。

本報告書をご高覧いただき、本学の取組に対する皆様の率直なご意見、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。

1. 熊本学園大学自己点検・評価総括

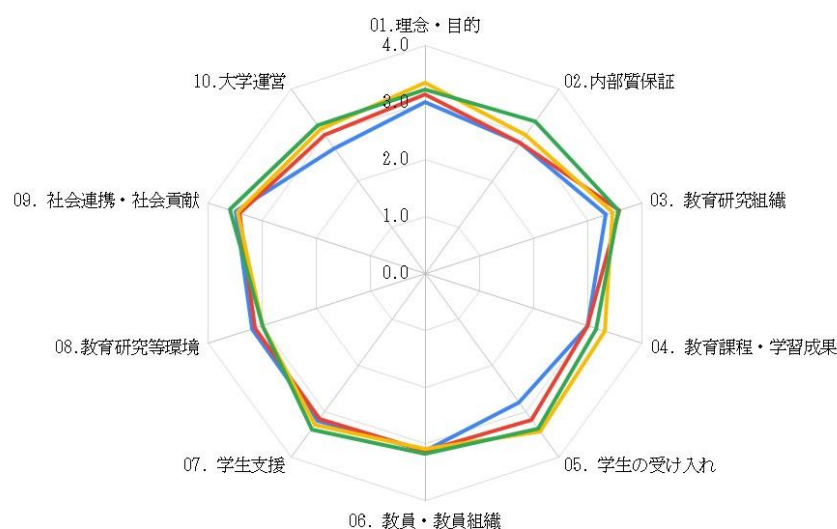
2025（令和 7）年度の本学における自己点検・評価の結果は、概ね良好であると判断できる。評定の基準である A「大学の基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である」に相当する（3.0）の評価を基準とした場合、すべての項目で 3.0 を上回った評価となった。前年度と比較すると、10 の評価項目のうち、8 つの項目で昨年度と同じかもしくはそれ以上の評価となっている。

「02. 内部質保証」は、令和 4 年度および令和 5 年度の評点 2.8 から令和 6 年度には 3.0、さらに令和 7 年度には 3.3 へと継続的な向上を示しており、着実な改善が見られる。この改善には、詳細評価項目③「方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。」の評価が、令和 4 年度および令和 5 年度は 2.7、令和 6 年度には 2.6、令和 7 年度には 3.2 と「B」から「A」評価へと改善したことが、主な要因であると判断できる。しかしながら、一定数の「課題・改善が必要な点」も指摘されているところであり、今後も内部質保証システムの適切性・有効性の点検が必要であると思われる。

また、「03. 教育研究組織」、「06. 教員・教員組織」、「07. 学生支援」、「09. 社会連携・社会貢献」、「10. 大学運営」の項目においては、前年度に比べそれぞれわずかではあるが着実に改善しており、こうした積み重ねが全体的な底上げにつながったと考えられる。

一方、「01. 理念・目的」および「04. 教育課程・学習成果」は、評価が前年度より減少しており、その減少比率はいずれも 5%程度である。また、「08. 教育研究等環境」は前年度と変わらず評点は 3.0 であるが、過去の推移をみると、令和 4 年度は 3.2、令和 5 年度 3.1、令和 6 年度 3.0、令和 7 年度 3.0 と減少傾向が見て取れるため、一層の改善が求められる。

熊本学園大学自己点検・評価可視化チャート



緑：令和 7 年度、黄：令和 6 年度、赤：令和 5 年度、青：令和 4 年度

2. 基準ごとの概要

基準1 理念・目的

大学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を明確にしなければならない。

【評定（評点）：A（3.2）】（前年 3.3）

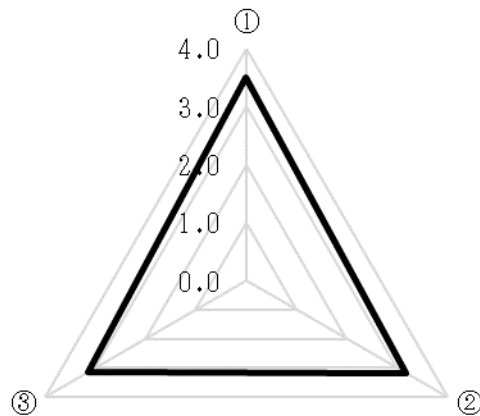
【状況・概要】

- ・ 「師弟同行」「自由闊達」「全学一家」の建学の精神に基づき、大学の目的及び使命を学則に定めている。この全学的な理念の下、商・経済・外国語・社会福祉の各学部・学科、大学院各研究科、および各附設研究所が、地域や国際社会に貢献する人材育成や研究調査を目的として適切に設定している。
- ・ 策定した理念や目的は、大学ホームページやデジタルパンフレット、「大学案内」などの媒体を用いて広く公表・周知している。
- ・ 大学の将来を見据えた中長期計画として「第2次中期経営計画（2021～2025年度）」を策定・公表し、諸施策を推進してきた。令和7年度が最終年度となるため全学的な達成状況の取りまとめを行い、2026年度（令和8年度）を始期とする「第3次中期経営計画」を策定した。第3次中期経営計画では、一般行動計画と特別行動計画を策定し、全学一体となって目標の達成を目指している。
- ・ 全学的な計画のほか、外国語学部では令和6年に「基本問題検討委員会」を設立し、学部の課題や将来構想の協議を開始した。また、社会福祉学部では令和7年度早期の「将来構想委員会」設置に向けて構想を作成し、学部独自の中長期計画の策定・実施を目指している。

【課題】

- ・ 大学基準協会から「学位課程ごとの教育理念・目的を学則に定めていないため、改善が望まれる」という指摘を受けている。これについては各研究科長が素案を作成しており、令和8年度の研究科委員会で検討し、公表する予定である。
- ・ 附設研究所の再編にあたっては、速やかに検討を進めることが求められる。その際、単なる統合ではなく独立性に配慮した慎重な設計が必要である。

【評価チャート1】



- ①大学の理念・目的を踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。
- ②学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。
- ③大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

*実施 13 部局の平均

基準2 内部質保証

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。

【評定（評点）A(3.4)】（前年 3.0）

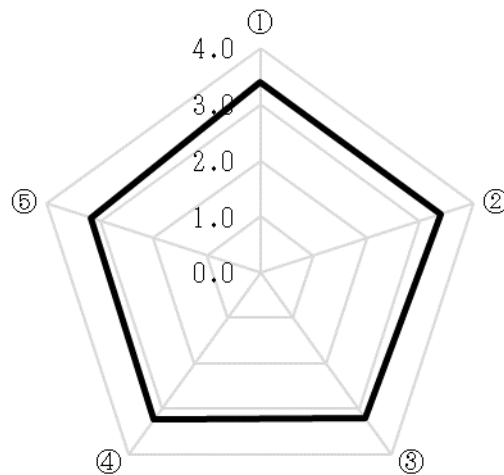
【状況・概要】

- ・ 「内部質保証のための全学的な方針」および「内部質保証推進規程」を定め、システム体系図等の基盤を整備している。学長を委員長とする「内部質保証推進委員会」を責任主体として設置し、その下に「自己点検・評価委員会」を置く全学的な推進体制を構築している。
- ・ 各部局が毎年実施する自己点検・評価報告書に基づき、内部質保証推進委員会が取り組みの有効性を検証している。改善が必要な部局長に対しては改善指示を出し、その回答を再検証する仕組みを構築している。令和5年度から令和7年度にかけては2回の改善指示を行うなど、PDCAサイクルを機能させている。
- ・ 客観的な質保証を担保するため、前年度に引き続き外部評価委員による外部評価を自己点検・評価報告書等に基づき実施した。
- ・ 全学的な方針や規程、毎年自己点検・評価結果、大学基準協会による評価の結果、財務状況、教員の教育研究活動などは、すべて大学ホームページ等で広く公開しており、社会に対する説明責任を果たしている。
- ・ ICT 統括室において、学内の統計・分析データを集約・管理している。各会議体からの要請に応じて集計・分析資料を提供できる体制を整え、データに基づく点検・評価活動を支えている。

【課題】

- ・ 部局ごとに内部質保証に対する認識の差が依然として存在する。そのため、評価や改善指示等におけるPDCAサイクルの質が十分とは言えず、各学部・研究科のPDCAサイクルに対する改善支援や、システム全体の質向上に向けた検討が今後の課題である。
- ・ 全学的に内部質保証への認識を向上・統一させた上で、内部質保証推進委員会を中心とした教学マネジメントを着実に遂行し、教育研究活動の質の保証と向上を確実なものにする必要がある。
- ・ ICT 統括室から供出された統計・分析資料について、活用後のフィードバックや具体的な要望が各会議体から乏しい現状がある。このため、IR分析や集計手法の改善、次回以降の利用予測への反映が困難となっている。今後は、資料を活用した会議体の議事結果などを積極的に情報共有する仕組みを整え、データに基づく点検・評価の精度を高めることが課題である。

【評価チャート2】



- ①内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。
- ②内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。
- ③方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。
- ④教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ⑤内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

*実施9部局の平均

基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

【評定（評点）：A（3.6）】（前年 3.5）

【状況・概要】

- ・ 学則第 1 条に定める「本学は、広く知識を授けるとともに、経済、商業、経営、外国語、社会福祉に関する専門学術の理論を深く教授研究することを目的とし、特に熊本県の海外発展国際的活動の伝統と私学特有の自由闊達の学風を堅持して、知的応用能力高く、教養深き人物を育成して世界文化の進運に寄与することを使命とする。」に基づき、各学部学科、研究科、附置研究所、各種センターなどの組織を適切に整備している。各組織は適切な規模で構成され、全体としての統合を図りつつ、それぞれの教育研究上の意向を尊重した運営を行っている。
- ・ 外部環境の流動的な変化に対応するため、「地域未来創生学環」や「スポーツ振興センター」の新設、「学生総合支援センター」の改組などを柔軟に推進している。また、社会福祉学部では学科の再編を進めるとともに、各部局で十分な教員数を配置・確保している。
- ・ 産業経営研究所、海外事情研究所、社会福祉研究所の附設研究所や水俣学研究センターを設置し、それぞれの専門分野で調査研究、資料収集、研究会を開催している。さらに、学際的な共同研究を推進する「高度学術研究プロジェクト」を高度学術研究支援センターの支援下で実施し、得られた知見を出版物や公開講座を通じて地域社会へ還元している。
- ・ 商学・経済学研究科等では、将来予想される状況を視野に入れた人事計画の策定や、他学部・研究科からの新規担当者の受け入れ、科目新設に伴う担当教員の増員など、教員組織の充実と将来的な体制強化を継続的に行っている。
- ・ 各教育研究組織が定期的な自己点検・評価を実施している。各附設研究所やセンターでは、常任委員会や年 1 回の所員総会における全所員の合議を通じて、前年度の活動検証と次年度計画の策定を行い、組織運営の妥当性を担保している。
- ・ 自己点検の結果は内部質保証推進委員会によって検証され、出された改善指示を基に各組織が向上に取り組んでいる。外国語学部では令和 6 年度より「基本問題検討委員会」を設け、教員研究組織の改善点や将来構想を組織的に議論できる体制を強化している。

【課題】

- ・ 自己資金の調達に向けた取り組みが今後の重要課題であり、その実現にあたっては、研究マネジメントを担う URA の雇用や研究スペースの確保等、相応の研究環境整備を一体的に進める必要がある。

— チャート省略 —

- ①大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。
- ②教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

基準4 教育課程・学習成果

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに、学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。

【評定（評点）：A（3.2）】（前年3.3）

【状況・概要】

- 大学の理念・目的に基づき、授与する学位ごとに卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：DP）および教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー：CP）を策定し、大学ホームページや大学案内等で広く公表している。大学院（商学・経済学研究科など）では、大学基準協会からの提言を踏まえ、学位課程ごとに3つのポリシーを定め、それらの相関図を明示している。
- 学長のカリキュラム編成方針に基づき、教学部会議や学部長会等の検討・審議を経て、各学位課程にふさわしい授業科目を体系的に開設している。順次性や体系性を確保するためカリキュラムマップやカリキュラムツリーを整備し、履修要項等を通じて学生に周知・公表している。また、専門性に応じた科目増設や、社会人や十分な基礎知識をもたないものへの配慮もなされている。
- 単位制度の趣旨に則り、シラバスへの事前・事後学修時間の明記や年間履修単位の上限定を行き、十分な学修時間の確保を促している。教育内容としては、入学前・初年次教育の充実、進路を見据えたプログラム制への移行（外国語学部等）に加え、少人数ゼミ、PBL（課題解決型学修）、フィールドワーク、インターンシップ等のアクティブ・ラーニングを多様に展開している。
- 「試験及び成績評定に関する細則」に基づき、対面試験の実施や出席状況を加味した5段階（S～D）の厳格な成績評定と単位認定を行っている。学生は成績評価に疑義がある場合は申立てることができ、卒業・修了判定は教授会や研究科委員会での審議を経て厳正に行われている。大学院では、主査・副査による指導委員会の設置や、複数回の公開口頭発表会を通じて研究の達成度を確認している。
- 単位修得状況、授業評価・学修成果・卒業時・卒業後の各種アンケート、1・3年次のアセスメントテスト、卒業率などから学習成果を多角的に把握している。経済学部では「学修成果レポート」を作成して4年間の成果を可視化し、外部企業と意見交換を行っている。大学院では、DPの達成状況をレーダーチャートを用いて視覚的に確認・検証する取り組みを開始した。
- 各学部および研究科において、自己点検・評価や「基本問題検討委員会（外国語学部）」を通じ、教育課程の適切性を定期的に点検・評価している。各種アンケートやテストの結果はICT統括室等で集計・分析され、学部長会や教授会等で共有される。教員は授業評価アンケートを基に自己点検・評価を行い、個々の授業改善に繋げている。さらに、カリキュラムの完成年度等にあわせ、約4年周期での全体的な見直しを実施している。

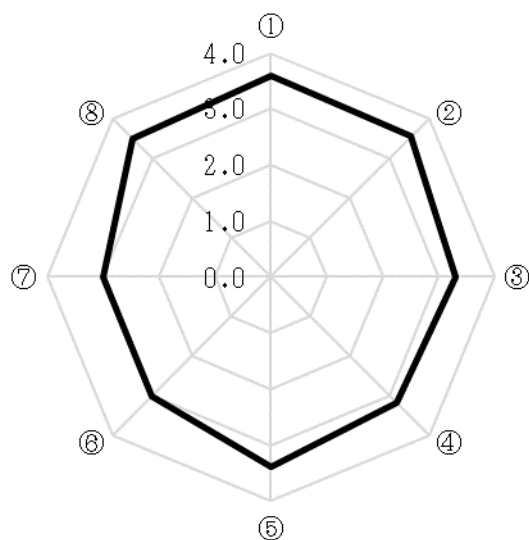
【課題】

- 社会福祉研究科におけるカリキュラムマップ・ツリーの作成や、全学的なBYOD推進状況の把握が課題である。また、年間履修単位の上限を超える学生が多数いる学科では、キャップ制の形骸化を防ぐため、カリキュラムの構造そのものを抜本的に見直す

必要がある。

- 各種データの精度向上とツールの改善が求められる。大学院の DP 達成度検証では、演習科目の重みを適切に反映するため、修得科目数から修得単位数ベースの集計へ切り替えるなど工夫が必要である。
- 経済学部「学修成果レポート」は、活用促進とともに他学部展開を検討する。
- アンケート結果を単なる数値報告で終わらせず、教育課程の改善へ連動させる体制が不足している。データ分析の妥当性や設問を議論する場を設け、ICT 統括室へのフィードバック体制の整備や、各学部がデータに基づき、次年度の授業改革を組織的に実行できる枠組みの構築が急務である。

【評価チャート4】



- ①授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。
②授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。
③教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。
④学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。
⑤成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。
⑥学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。
⑦教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
⑧教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（学士課程（専門職大学及び専門職学科）／大学院の専門職学位課程）

*実施 13 部局の平均

基準5 学生の受け入れ

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行わなければならない。

【評定（評点）：A（3.4）】（前年 3.4）

【状況・概要】

- 大学全体および各学部・学科・研究科ごとに、求める学生像や重視する学力を明記したアドミッションポリシー（AP）を策定している。これらは大学ホームページや「大学案内」「入試ガイドブック」等で広く公表し、社会への周知と適切な学生受け入れの基盤としている。
- 幅広く多様な能力や経験を有する学生を受け入れるために、多様な入学者選抜制度を実施している。具体的には、「一般選抜」「共通テスト利用型選抜」「共通テストプラス型選抜」「総合型選抜」「学校推薦型」を設け、それぞれの特性に応じた評価を行っている。また、「特別選抜」として社会人、帰国子女、外国人留学生など、多様な背景の志願者を対象とした入学者選抜を実施している。さらに、専門学校、短期大学、他大学からの入学希望者に対しては、編入学および転入学の選抜制度を設け、学修歴や経験を踏まえた受け入れを行っている。
- 選抜の実施にあたっては、「入学試験委員会規程」に基づき作問グループの構成や試験監督の統一化を図り、合否判定は学部運営委員会や教授会の審議を経て公正に決定している。また、受験上の合理的配慮や学費減免制度の周知など、受験環境の整備にも努めている。
- 全体として概ね入学定員を満たしており、商学部や経済学部は安定的に定員を確保・維持している。一方、社会福祉学部では学科間で充足状況に差があり、未充足が続いていた第二部社会福祉学科について、教職員・学生へのアンケートや丁寧な議論を経て令和8年度入試からの募集停止を決定した。子ども家庭福祉学科では、他大学との協定による小学校教員免許取得プログラムの導入など、魅力向上に向けた教育課程の改編を継続している。
- 大学院における収容定員充足率の低さを重要課題として認識し、抜本的な組織改革を進めている。令和6年度に「商学・経済学研究科」を新設したほか、令和8年度からは社会福祉学研究科福祉環境学専攻を募集停止・廃止した。これらの取り組みにより在籍学生数比率は若干の改善傾向にあるが、博士後期課程に比べ修士課程の充足率が依然として低く、継続的な課題となっている。
- 入試委員会を中心に、入試結果や志願動向、合格者の歩留まり状況を毎年度検証している。さらに、入学から卒業までの学業成績や進路をまとめた追跡データを共有・分析し、入試方法の見直しに活用している。各学部・研究科においても、検証結果に基づきアドミッションポリシー（AP）との整合性や選抜方法の妥当性を毎年検討し、内部質保証システムと連携した改善活動を継続している。

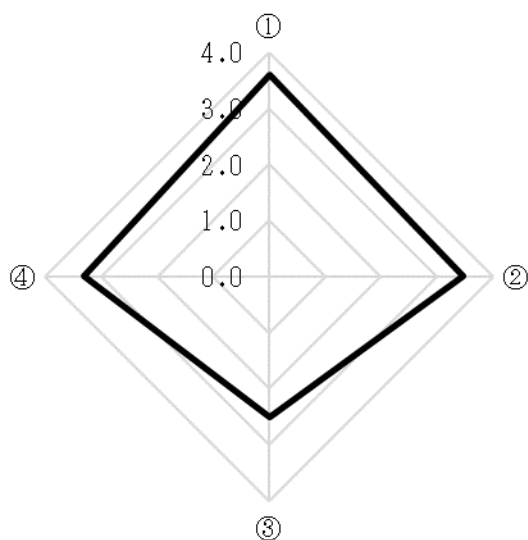
【課題】

- 大学院各研究科において、収容定員に対する在籍学生数比率の低さが顕著である。組織改組による改善を図っているものの、商学・経済学研究科や社会福祉学研究科の修士課程などで定員未充足が続いている。今後は募集活動を抜本的に強化し、計画的な入学者数の確保による定員の充足が急務である。
- 社会福祉学部子ども家庭福祉学科において、一時は入学者数が回復傾向にあったが、

依然として定員割れが続いていることから、入試課とも連携し学部の手員管理を徹底する必要がある。

- ・ 国際文化研究科などにおいて、熊本という地域性を考慮しつつ、社会で即戦力として通用する実務的なスキルの修得につながる教育課程へ改善し、志願者層を拡大することが求められる。

【評価チャート5】



- ①学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。
②学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。
③適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。
④学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

*実施 11 部局の平均

基準6 教員・教員組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を適切に整備するとともに、絶えず教員の資質向上に取り組みなければならない。

【評定（評点）：A（3.2）】（前年 3.1）

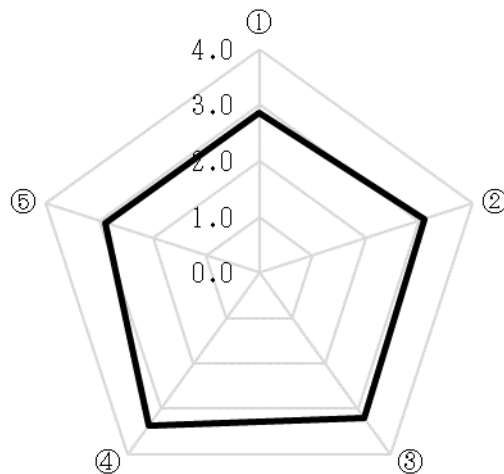
【状況・概要】

- ・ 「求める教員像」および「教員組織の編成に関する方針」を大学ホームページ等で広く社会に公表している。各学部・研究科では、年度当初の教授会においてこれらの方針を共有・確認するとともに、新規教員の公募要項に応募資格として明記し、方針に沿った人材の確保に努めている。
- ・ 各学部・研究科・専門職大学院ともに、大学設置基準に定められた基準人員以上の教員を配置している。専門分野のバランスや各系列の教育研究活動に配慮した適切な編制を維持しており、学部においては令和 7 年度から「専任教員」から「基幹教員」を基礎とした教員組織へ移行した。
- ・ 教員の募集・採用・昇任は、各種規程や内規に則り厳格に実施している。採用時には人事選考委員会を立ち上げ、書類審査、面接、模擬授業等による多面的な評価を教授会で行っている。また、在職者の昇任や大学院担当教員の資格確認についても、5 年に一度の再審査を含めて審査基準に基づき厳正に行われている。さらに、特任教員等の任期付き教員を対象に、雇用更新時に上位資格への変更を可能とする処遇改善・組織安定化のための新制度を整備し、令和 8 年度から施行する。
- ・ 全学の「FD 委員会」とその下部組織が主導し、全学および学部・研究科レベルで多様な FD 活動を実施している。具体的な取り組みとして、アセスメントテストの結果分析に基づく教育課題の共有、生成 AI を活用した授業改善法の検証、遠隔授業の本格導入に向けたシラバス作成の課題整理など、時代の変化や学生の学修成果に直結した実践的なテーマを設定し、教員の教育力向上に努めている。
- ・ 教員組織の編成に関する方針に基づき、設置基準で求められている教員数や適切性を定期的に確認している。大学院（商学・経済学研究科など）では、将来予想される状況を視野に入れた人事計画の策定や、他学部・研究科からの新規担当者の受け入れ、科目新設に伴う担当教員の増員など、教員組織の充実と将来的な体制強化を継続的にしている。

【課題】

- ・ 教員組織の編制方針が明示されていない研究科においては編制方針を早急に構築し、それらに基づいた組織編成を行う必要がある。
- ・ 学部によっては科目の系列間において、人員数や年齢構成に偏りが見られる。今後、退職者の後任人事等も含め、組織全体の適切なバランスを考慮した計画的な人事手当てが求められる。
- ・ 策定された編制方針に則って教員組織が適切に整備されているかを、点検・評価する機関が未定であるため、体制の確立が必要である。また、教育支援システム利用に関する FD 研修の実施が求められる。

【評価チャート6】



- ①大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。
- ②教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。
- ③教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。
- ④ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。
- ⑤教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

*実施 12 部局の平均

基準7 学生支援

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生支援に関する方針を明確にし、その方針に沿って、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援、生活支援及び進路支援を適切に行わなければならない。

【評定（評点）：A（3.4）】（前年3.3）

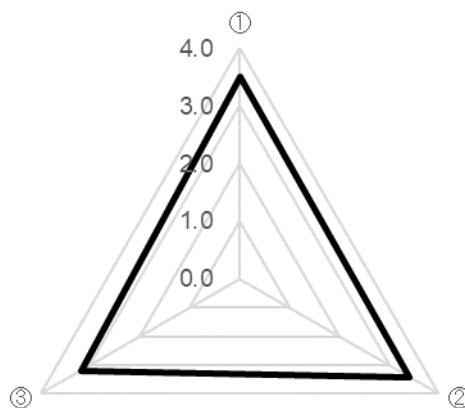
【状況・概要】

- ・ 「学生支援に関する大学としての方針」を定め、大学ホームページにて広く学内外に公開している。就職課では「就活手帳」の巻頭ページに方針を明記するなど、学生への個別周知も強化している。また、令和6年度には合理的配慮の義務化に伴い、「学生に対する合理的配慮の提供に関する運用指針」を策定し、丁寧な実施体制を構築し運用している。
- ・ 教育センターを中心に初年次のスムーズな移行や基礎学力養成を支援し、1年生全員面談や成績不振学生への個別指導を行っている。教職・実習課等では、各学期の成績や履修登録状況から不備のある教職課程の学生を抽出し、担当教員と連携した履修指導や実習指導を行っている。また、大学院ではティーチング・アシスタント制度を設け、将来の教員・研究者へのトレーニングの機会を提供している。
- ・ 各種奨学金の説明会を定期開催し、経済的理由による修学断念の防止に努めている。学業成績不振による奨学金受給の廃止リスクがある学生に対しては、個別に面談・指導を行っている。また、物価高対策として「同窓会志文会奨学金」を活用した「学食100円キャンペーン」の実施や、学生寮への「欠食管理システム」導入による一部返金対応など、生活に直結した経済支援を展開している。
- ・ スポーツ振興センターでは、スポーツ推薦入学者への研修の義務化や学業成績基準の設定により「学修の保証」を徹底し、約半数の学生の単位修得状況を改善した。安全面では「安全管理ガイドブック」を独自に作成してUNIVAS SSC（安全安心認証）を取得した。また、専門指導者を招聘し、高度な専門的指導の導入を行った。これらの取り組みの成果として全国大会進出チームが増加し、一連の取り組みは「UNIVAS AWARDS 2025-26」最優秀賞等を受賞した。また、チャリティーイベント「Giving Campaign」を通じた活動資金獲得や、顕著な実績への「丸山賞」表彰も継続している。
- ・ インクルージブ支援センターが全学的な窓口となり「なんでも相談室」、「障害学生支援室」、「保健室」の3部門がそれぞれの専門性を活かして連携し、安心して学修に取り組み、充実した学生生活を送ることができるよう総合的な支援を行っている。
- ・ 就職支援においては、採用活動の早期化・長期化に伴い、低学年から卒業生までを対象とした「通年・複数学年支援」を展開している。1年生向けの就職ガイダンスは、目標出席率37.5%に対し72.5%を達成し、3年次全員面談においても目標の80%を上回る83.1%の実施率を確保した。これら数値目標の達成により、低学年からの動機付けと個別支援の両面において、適切かつ実効性の高い支援を展開している。
- ・ 「学校法人熊本学園人権の尊重並びにハラスメント等の防止及び対策に関する規程」に基づき、「学校法人熊本学園ハラスメント防止ガイドライン」を整備し本学ホームページに掲載している。相談体制においては、大学の「なんでも相談室」のほか、相談員窓口として20名の教職員を配置し、面談だけでなく手紙・電話・電子メール等でも受け付けている。

【課 題】

- ・ 免許や資格取得に関する学生支援の適切性について、定期的な点検・評価が実施されていないため、今後は点検体制の構築に向けて具体的な検討を進める必要がある。
- ・ ハラスメントの相談件数は、2024（令和 6）年度は減少に転じたが、毎年一定数のハラスメント相談が寄せられている。また深刻な事案への対応や調査・調整業務が委員の大きな負担となっている。過去には外部の協力を要した事例もあり、今後は相談対応にあたる教職員の業務負担を軽減し、より円滑に機能する処理体制のあり方を検討することが求められる。

【評価チャート 7】



- ① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。
- ② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。
- ③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

* 実施 13 部局の平均

基準8 教育研究等環境

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分にを行うことができるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にし、その方針に沿って学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。

【評定（評点）：A（3.0）】（前年3.0）

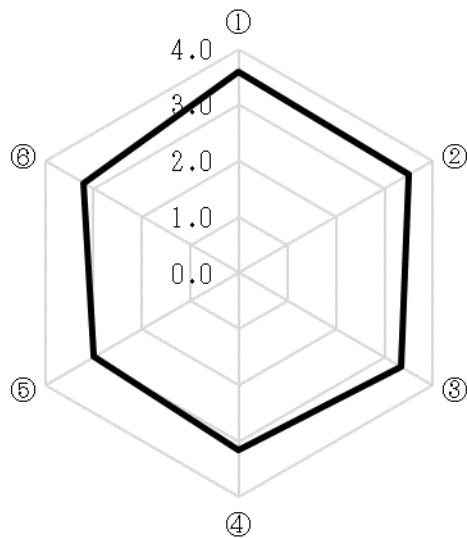
【状況・概要】

- ・ 「教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針」を策定し、「施設・設備等整備」「研究活動支援」「図書館整備」「情報環境整備」に関する各方針を定め、大学ホームページにて広く学内外に公表している。これらの方針に基づき、学生の学習および教員の教育研究活動を十分に実施できる環境の構築に努めている。
- ・ 校地面積及び校舎面積はいずれも大学設置基準上必要な面積を満たしており、運動場等の教育研究活動に必要な施設・設備を整えている。施設、設備等の安全及び衛生については、守衛の配置による警備業務、防犯カメラの設置と稼働、専門業者による日常清掃、空調設備の定期点検等の実施によって確保するとともに、「施設設備整備計画」により設備等の改修・更新工事を実施している。さらに、身体に障害のある学生等が安全かつ円滑に学生生活を送れるように、学生からの意見も聴いたうえで、学内のバリアフリー化、車いす対応等の環境整備を行い、大学ホームページにキャンパスバリアフリーマップを掲載して快適な学習環境の整備に努めている。
- ・ 大学に「熊本学園大学附属図書館」が附属施設として置かれている。図書館は、学生及び教職員の学術研究や教育・学習の支援に必要な図書、学術雑誌、電子情報、資料等を整備している。また、図書館のホームページから各種データベース、電子ジャーナル、国立情報学研究所が提供する学術コンテンツ、図書館相互貸借サービス等へのアクセスが可能となっている。
- ・ 専任教員への個人研究費（研究図書費、研究旅費、コンピュータソフト購入費等）の支給や、科学研究費助成事業等の獲得支援、外国語ジャーナル投稿時のネイティブチェック費用助成などを通じて教育研究活動を促進している。「研究倫理綱領」や「研究上の不正行為の防止に関する規則」を定め、コンプライアンス教育や不正防止冊子「公的研究費等不正防止のために」の配付により意識向上を図っている。
- ・ 教育研究環境の適切性について、関連部局が毎年度自己点検・評価を実施している。その結果は「自己点検・評価委員会」が取りまとめ、さらに「内部質保証推進委員会」からの改善指示に基づき、各部局が改善報告書を作成・提出して具体的な質保証に繋げる組織的プロセスを運用している。

【課題】

- ・ 学内外の研究資金調達について、応募者が固定化している。また学内で研究会を開催した場合の出席率が低い。
- ・ 支援に必要なアシスタント、コンシェルジュ不足（ICT関連を得意とする学生不足）

【評価チャート8】



- ①学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。
- ②教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。
- ③図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。
- ④教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。
- ⑤研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。
- ⑥教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

*実施8部局の平均

基準9 社会連携・社会貢献

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、その方針に沿って社会との連携に配慮し、教育研究成果を広く社会に還元しなければならない。

【評定（評点）：A（3.6）】（前年3.5）

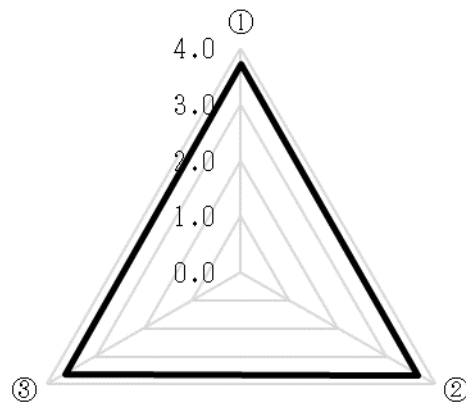
【状況・概要】

- ・ 社会連携・社会貢献に関する方針を定め、大学ホームページにて広く学内外へ公表している。各学部や附設研究所は、この方針に沿って教育・研究成果を地域社会へ還元する組織的な取り組みを展開している。
- ・ 自治体、民間企業、他大学、官公庁等の学外組織と包括連携協定を締結し、地域課題の解決に向けた協働を進めている。また、本学の強みや研究内容をまとめた『地域・社会連携シーズ集』を自治体へ配付し、地域における大学の存在意義の確立と連携強化を図っている。
- ・ 経済学部では、行政責任者や民間企業、法曹界、NPO 関係などの実務担当者を講師に迎える「地域経済特講（講座熊本）」を開講している。また、九州財務局との共同企画による「経済学特講」では、学生がグループディスカッションを経て政策提言を行うPBL（課題解決型学習）を実践している。
- ・ 産業経営研究所による「次代舎」講座（全19回）の開催、海外事情研究所による東アジアをテーマとした研究会、社会福祉研究所によるハイブリッド方式による研究会、水俣学研究センターによる水俣市での市民向けの公開講座など、市民に公開した研究会や講座を展開している。
- ・ 国際教育課では、4カ国・地域から9名の留学生が出場した「外国人留学生弁論大会」を開催し、開催の成果を本学ホームページで公開して地域へ発信している。
- ・ 各附設研究所では、所長と常任委員により組織する常任委員会にて、毎年、前年度の活動の評価・点検を行い、その結果をもとに当年度の活動の改善・向上を図っている。そしてその内容は、年に1回実施される所員総会にて、前年度の事業・決算報告と当年度の事業計画および予算案の提案という形で、全所員の合議により活動を決定して、その妥当性を担保している。

【課題】

- ・ 現時点で改善を要する特段の課題は抽出されていない。各部局が実施する研究会や一般向けの講座は、参加者や受講生からのアンケート等で高い評価を得ており、地域社会に対する連携・貢献活動は総じて十分な水準で実施されていると判断している。

【評価チャート9】



- ①大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。
- ②社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。
- ③社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

*実施 10 部局の平均

基準 10 大学運営・財務

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するために、大学の運営に関わる方針を明確にし、その方針に沿って明文化された規程に基づき適切な大学運営を行わなければならない。また、教育研究活動を支援しそれを維持・向上させるために、適切な組織を整備するとともに、絶えず教員及び職員の大学運営に関する資質向上に取り組まなければならない。さらに、必要かつ十分な財務基盤を確立し、大学運営を適切に行わなければならない。

【評定（評点）：A（3.2）】（前年 3.1）

10（1）大学運営【評定（評点）：A（3.3）】（前年 3.3）

【状況・概要】

- ・ 「大学運営に関する方針」や「第 2 次中期経営計画」を策定し、大学ホームページで公開している。第 2 次中期経営計画において将来像を策定し、その将来像を達成するために、「行動指針」として教職員等が経営や業務遂行にあたり取るべき姿勢を示すとともに、各設置学校共通の戦略・戦略目標を定めた「中期計画」を明示している。
- ・ 学長をはじめ、副学長、学部長、研究科長などの役職者を配置し、職務内容を「学校法人熊本学園組織運営規程」に明示している。学長が教授会や研究科委員会の審議事項を意見として聴取した上で重要事項の決定を行う、適切な意思決定体制を構築している。
- ・ 予算編成は、中期経営計画に基づき収支見通、施設設備計画、ICT 計画、入試状況などを踏まえ、常任理事会で基本方針を策定し、その基本方針に基づき予算大綱を定める。その後、予算単位の長に対して基本方針、予算大綱の説明を行い学内に周知している。予算単位ごとに基本方針に基づいて予算原案を作成し、経理へ提出する。必要性や重要性などを検証し、常任理事会で審議し、評議員会の意見を聞き、理事会で決定している。
- ・ 決定した予算は予算管理システムに反映することにより周知している。予算執行は、経理規程に基づいて執行されている。予算執行はシステム化しているため、予算残高のチェックができる。予算単位の長は執行状況の把握ができるので予算と実績の比較検討を行い、予算範囲内で最も経済的かつ効率的な執行となっているかを確認できる。
- ・ 2022（令和 2）年度末に策定した第 2 次中期経営計画において、財務の施策として「安定した収入確保と支出削減」を掲げ、1 教育活動収入の安定的な確保、2 収益事業収入の確保と事業拡大の検討、3 コスト構造の再構築による支出削減の 3 点に取り組むことを示している。令和 7 年度予算編成においては、中期経営計画との連動性を高めるため、KGI や KPI、行動計画に基づく各取り組みに掲げる目標の達成状況を踏まえ、計画全体の進捗に係る検証及び評価を同時に実施した。また、令和 8 年度の予算編成にあたっては、2026（令和 8）年度を始期とする第 3 次中期経営計画と予算の連動性を確認することとした。
- ・ 学長室業務及び内部質保証体制の再整備、中期経営計画の着実な推進に対応するため、これらを一体的・戦略的に担う組織として、令和 8 年 4 月に「総合戦略室」を設置するとともに、既設の「企画課」を事務局直属へ変更することを決定した。
- ・ 全学単位でファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を実施しており、事務

職員及び教員の意欲及び資質の向上を図っている。また教員については、学部・研究科単位でも FD 活動を実施している。事務職員については、全体研修や事務職員会を通じた多角的な研修（資質向上・ハラスメント・実務）の実施、および各部署の取り組み共有を通じ、組織の業務内容や学生の実態に対する理解を深め、各部門における課題の発見・気づきへと繋げた。また、各種団体が主催する職位別研修に職員を派遣し必要な知識や求められる役割を学ぶとともに他大学職員との交流を通して活発に意見・情報交換を行った。

【課 題】

- ・ 大学全体の FD 活動の実施計画に頼りがちであり、学部独自の問題に対する FD が必要である。
- ・ 全学的な SD 実施体制の構築と方針の策定

10（2）大学財務【評定（評点）：A（3.0）】（前年 2.8）

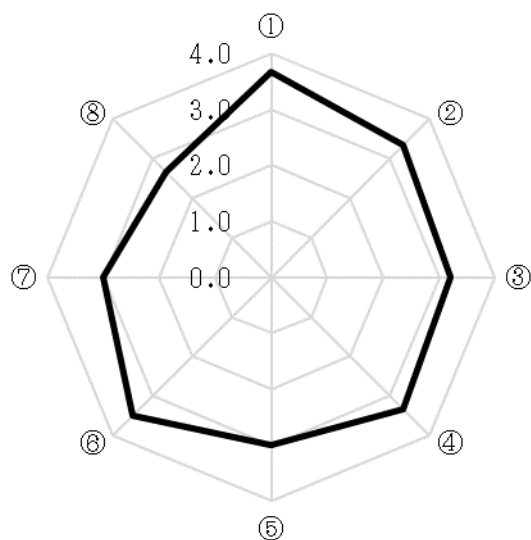
【状況・概要】

- ・ 令和 7 年度の中期経営計画より、令和 7 年度決算は収支差額において計画を下回ったが、収支差額は収入超過になった。積立については、すぐに大幅な改善ができるものではないが、少しずつではあるが積み増している。
- ・ 現在の第 2 次中期経営計画は 2020（令和 2）年度に策定し、財務基盤の向上を掲げ、安定した収入確保と支出削減を実現するため、①教育活動収入の安定的な確保、②収益事業収入の確保と事業拡大の検討、③コスト構造の再構築による支出削減に取り組み、施設設備計画、ICT 計画、借入金計画などを元に財務のシミュレーションを行い策定している。

【課 題】

- ・ 少子化の中にあっても安定的な学生の確保が重要である。そのためには在学生の本学に対する満足度をこれまで以上に高め、それを地域に発信していくことが肝要と考える。中・長期の財政計画に基づき、財政状況の改善に取り組むことが求められている。

【評価チャート 10】



- ①大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。
- ②方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。
- ③予算編成及び予算執行を適切に行っているか。
- ④法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。
- ⑤大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。
- ⑥大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
- ⑦教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。
- ⑧教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

*実施6部局の平均

評定と評点について

評定の基準

- S：大学基準に照らして極めて良好な状態にあり、
理念・目的を実現する取り組みが卓越した水準にある。
- A：大学基準に照らして良好な状態にあり、
理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である。
- B：大学基準に照らして軽度な問題があり、
理念・目的の実現に向けてさらなる努力が求められる。
- C：大学基準に照らして重度な問題があり、
理念・目的の実現に向けて抜本的な改善が求められる。

評点は、各評定に、S=4、A=3、B=2、C=1 の点数を設定

自己点検・評価の実施部局は以下であり、点検・評価および報告書は各部局の長の責任のもとで実施する。（熊本学園大学自己点検・評価規程、第7条）

- ・ 商学部、経済学部、外国語学部、社会福祉学部
- ・ 商学研究科、商学・経済学研究科、国際文化研究科、社会福祉学研究科、会計専門職研究科
- ・ ICT 統括室、企画課
- ・ 総務課、人事課、経理課、管財課
- ・ 広報室、入試課
- ・ 教務課、教職・実習課、大学院事務室、情報教育課、国際教育課
- ・ 学生課、学生総合支援センター（事務室）、就職課
- ・ 学術文化課、図書情報課（図書館）
- ・ 産業経営研究所、海外事情研究所、社会福祉研究所、水俣学研究センター
- ・ スポーツ振興センター事務室